

議案第 17 号

米子市立学校児童生徒の学校指定に関する規則の一部を改正
する規則の制定について

米子市立学校児童生徒の学校指定に関する規則の一部を改正する規則に
ついて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 1
62 号）第 15 条の規定に基づき、次のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 12 日

米子市教育委員会

米子市立学校児童生徒の学校指定に関する規則の一部を改正する規則

米子市立学校児童生徒の学校指定に関する規則（平成17年米子市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

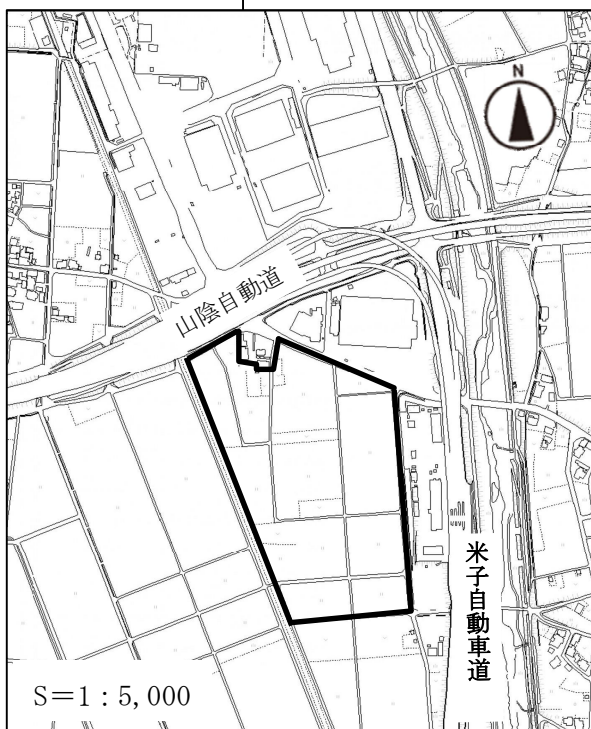
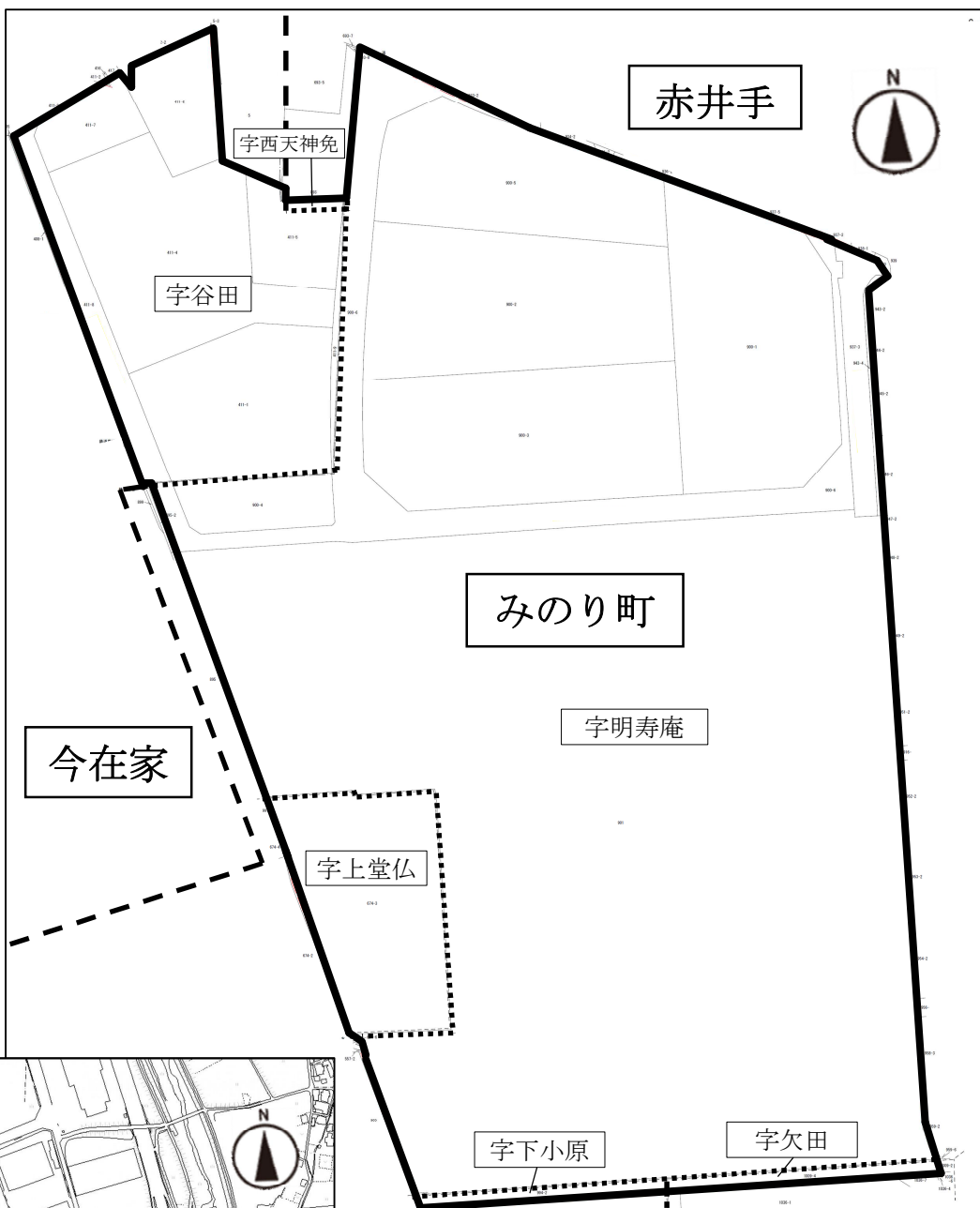
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
小学校		小学校	
名称	校区	名称	校区
[省略]		[省略]	
米子市立 箕蚊屋小学校	蚊屋 今在家 二本木 熊党 浦津 吉岡 流通町 一部 上新印 赤井手 下新印 古豊千 高島 東八幡 <u>水浜</u> <u>みのり町</u>	米子市立 箕蚊屋小学校	蚊屋 今在家 二本木 熊党 浦津 吉岡 流通町 一部 上新印 赤井手 下新印 古豊千 高島 東八幡 <u>水浜</u>
[省略]		[省略]	
中学校 [省略]		中学校 [省略]	
備考 表中の [] の記載は、注記である。			

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

位置図



凡	例
	新町界
	町界
	旧字界
S=1:500	

議案第 17 号参考資料

米子市立学校児童生徒の学校指定に関する規則の一部を改正する規則

(改正理由)

令和 6 年 4 月 1 日に、米子インター西産業用地整備事業に併せて、町の区域が新設されることに伴い、新たに画する町を通学区域として定めるため、改正しようとするものです。

(改正内容)

- 1 新たに画する「みのり町」を、箕蚊屋小学校の校区として定めることとする。(別表関係)
- 2 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとする。

(参考事項)

通学区域に表示された町名は変更されるが、通学区域自体は、原則として変更されない。

議案第 18 号

米子市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

米子市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条の規定に基づき、次のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 12 日

米子市教育委員会

米子市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

米子市学校運営協議会規則（令和3年米子市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し<u>必要な事項</u>を定めるものとする。</p> <p><u>(協議会の目的)</u></p> <p>第2条 協議会は、<u>米子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する学校（以下この条並びに次条第1項及び第2項において単に「学校」という。）の運営及び当該運営への必要な支援</u>に関して協議する機関として、<u>教育委員会及び校長の権限と責任の下に、地域の住民、学校に在籍する生徒又は児童の保護者等</u>（以下「地域住民等」という。）の学校の運営への参画並びに支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深めるとともに、当該運営の改善並びに<u>生徒及び児童の健全な育成</u>に取り組むことを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、学校ごとに、<u>協議会</u>を置く。ただし、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す場合その他教育委員会が<u>2以上</u>の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、<u>2以上</u>の学校について一の協議会を置くことができる。</p> <p>2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し、<u>必要な事項</u>を定めるものとする。</p> <p><u>(目的)</u></p> <p>第2条 協議会は、<u>学校の運営及び当該運営への必要な支援</u>に関して協議する機関として、<u>米子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下に、地域住民、保護者等</u>（以下「地域住民等」という。）の学校の運営への参画並びに支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深めるとともに、当該運営の改善並びに<u>児童及び生徒の健全な育成</u>に取り組むことを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、<u>その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする</u>。ただし、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す場合その他教育委員会が<u>二以上</u>の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、<u>二以上</u>の学校について一の協議会を置くことができる。</p> <p>2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び</p>

当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校の校長に対して通知するものとする。

3 [省略]

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第4条 対象学校の校長は、毎年度、次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1)・(2) [省略]

(3) 組織の編成に関すること。

(4) [省略]

(5) 施設の管理及び施設、設備等の整備に関すること。

(6) [省略]

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に従って、当該対象学校の運営を行うものとする。

（学校運営等に関する意見）

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対し、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条の目的を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関し、当該対象学校及び地域の実態及び実情を踏まえた必要な人材像並びに人材の配置について、教育委員会を経由して、鳥取県教育委員会に対し、意見を述べるができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は教育委員会を経由して鳥取県教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。

（学校運営等に関する評価）

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営の状況等について評価を行うものとする。

当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 [省略]

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1)・(2) [省略]

(3) 組織編成に関すること。

(4) [省略]

(5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。

(6) [省略]

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に従って、学校の運営を行うものとする。

（学校運営等に関する意見の申出）

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条の目的を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関して、学校及び地域の実態及び実情を踏まえた必要な人材像並びに人材の配置について、教育委員会を経由して、鳥取県教育委員会に対し、意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は教育委員会を経由して鳥取県教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

（学校運営等に関する評価）

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の通学区域に居住する住民であって、当該対象学校の校長が推薦する者
- (2) 対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者であって、当該対象学校の校長が推薦する者
- (3)～(5) [省略]
- (6) 関係行政機関の職員のうちから、対象学校の校長が指名する者
- (7) [省略]

2 委員に辞職等による欠員が生じた場合には、教育委員会は、速やかに、新たな委員を任命するものとする。

3・4 [省略]

(会長及び副会長)

第12条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2・3 [省略]

(会議)

第13条 協議会の会議（以下この条及び次条において単に「会議」という。）は、会長が、当該会議に付す議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 [省略]

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席している委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の通学区域に居住する住民であって校長が推薦する者
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者であって校長が推薦する者
- (3)～(5) [省略]
- (6) 関係行政機関の職員のうちから校長が指名する者
- (7) [省略]

2 委員の辞職等により委員に欠員が生じた場合には、教育委員会は、速やかに、新たな委員を任命するものとする。

3・4 [省略]

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2・3 [省略]

(会議)

第13条 協議会の会議（以下この条及び次条において「会議」という。）は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 [省略]

3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第14条 [省略]

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長（委員の任命後初めての会議を傍聴しようとする場合は、対象学校の校長）に申し出なければならない。

3 [省略]

（研修等）

第15条 教育委員会は、委員に対し、委員が協議会の役割及び責任並びに委員の役割、責任等について正しい理解を得るための必要な研修等を行うものとする。

（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

第16条 教育委員会は、協議会の運営の状況についての的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう、必要な情報の提供に努めなければならない。

（規定外事項）

第18条 この規則に定めるもののほか、協議会の設置等に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

備考 表中の [] の記載は、注記である。

第14条 [省略]

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長（委員の任命後初めての会議を傍聴しようとする場合は、対象学校の校長）に申し出なければならない。

3 [省略]

（研修等）

第15条 教育委員会は、委員に対して、委員が協議会の役割及び責任並びに委員の役割、責任等について正しい理解を得るための必要な研修等を行うものとする。

（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

（規定外事項）

第18条 この規則に定めるもののほか、協議会の設置等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第18号説明資料

米子市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

(改正理由)

学校運営協議会（以下「協議会」という。）の会議の定足数を改めるほか、所要の整備を行おうとするものです。

(改正内容)

- 1 協議会は、委員の過半数（現行：半数以上）が出席しなければ、会議を開くことができないこととする。（第13条第3項関係）
- 2 協議会の会議の議事は、出席している委員の過半数で決することとする。（第13条第4項関係）
- 3 その他所要の規定及び用語の整理を行うこととする。
- 4 この規則は、公布の日から施行することとする。

(参考事項)

米子市立学校における学校運営協議会の設置の状況

令和5年度末の状況として、尚徳、淀江、東山、弓ヶ浜、加茂、湊山及び福生の7中学校区域の21小中学校において、20学校運営協議会を設置済みである。

令和6年度には、市内全域の小中学校に学校運営協議会を設置する予定としている。

議案第19号

米子市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について

米子市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱第3条の規定により、米子市文化財保存活用地域計画協議会委員を次のとおり委嘱する。

令和6年3月12日

米子市教育委員会

- 1 委員の任期 令和6年3月12日～令和8年3月31日
- 2 委員の氏名、所属等

区分	氏名	所属・役職等
文化財所有者等	遠藤 學	NPO 法人夢蔵プロジェクト副理事
	奥田 晃巳	淀江さんこ節保存会事務局長
学識経験のある者	青戸 貴子	米子市美術館副館長
	荒木 菜見子	米子工業高等専門学校助教
	川越 博行	米子観光まちづくり公社理事長
	下高 瑞哉	米子市立福市考古資料館館長
	長尾 かおり	鳥取県立むきばんだ史跡公園文化財主事
	長谷川 晋也	鳥取県文化財保護指導委員
	山道 俊哉	米子市文化財保護審議会副会長
文化財部局職員	山本 恭子	米子市立山陰歴史館副館長
	高尾 浩司	鳥取県文化財局文化財課課長補佐
	濱野 浩美	米子市経済部文化振興課課長補佐

議案第20号

米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規程の制定について

米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規程について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条の規定に基づき、次のとおり制定する。

令和6年3月12日

米子市教育委員会

米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規程

米子市教育委員会事務専決及び代決規程（平成17年米子市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前												
（代決の順序） 第4条 代決は、次の表に示す順序により行う。			（代決の順序） 第4条 代決は、次の表に示す順序により行う。												
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">代決の順序 正当決裁者</td> <td style="text-align: center;">第1次代決者</td> <td style="text-align: center;">第2次代決者</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[省略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課長</td> <td style="text-align: center;">課長補佐及び室長</td> <td style="text-align: center;">主管の担当課長補佐</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[省略]</td> </tr> </table>	代決の順序 正当決裁者	第1次代決者	第2次代決者	[省略]			課長	課長補佐及び室長	主管の担当課長補佐	[省略]					
代決の順序 正当決裁者	第1次代決者	第2次代決者													
[省略]															
課長	課長補佐及び室長	主管の担当課長補佐													
[省略]															
2・3 [省略]			2・3 [省略]												
備考 表中の [] の記載は、注記である。															

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

議案第20号参考資料

米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規程

(改正理由)

令和6年4月1日付け組織機構の改正により、こども政策課に課内室として高校総体推進室を設置することに伴い、所要の整備を行おうとするものです。

(改正内容)

- 1 課長の第1次代決者に、室長を加えることとする。(第4条第1項関係)
- 2 この規程は、令和6年4月1日から施行することとする。